諮問日:平成27年10月16日(平成27年度(最情)諮問第4号)

答申日:平成27年12月25日(平成27年度(最情)答申第1号)

件 名:高等裁判所長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同に関する文書の一

部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成27年度高等裁判所長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同に関する文書(開催案内,出席者名簿,座席図,配付資料等)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し,最高裁判所事務総長が,別紙記載1から20までの各文書を特定し,同記載19の文書(以下「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした判断(以下「原判断」という。)は,妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年9月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

平成20年度から平成26年度までの高等裁判所長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同(以下「長官所長会同」という。)の意見要旨については不開示部分がなかったことからすれば,平成27年度の長官所長会同の意見要旨である本件対象文書に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)5条5号及び6号に定める不開示事由に相当する情報が本当に存在するか疑問がある。

裁判官の会合は、1960年代頃までは議題・記録とも公表されており、こ

の頃までの会同記録は、全国の大学図書館や国立図書館にも所蔵されているようであるが、それによって何らかの弊害が生じているわけではないから、裁判官の会合は、原則として法5条5号及び6号に相当しない。

また、特定の団体の立場姿勢に対する忌憚のない評価であるとしても、特定の団体名だけを不開示とすれば、当該団体との信頼関係が悪化することはない。さらに、①事件処理の実情や審理計画に関する見解、②後見監督の方針や手法等、③事件の回付に関するやりとり及び④合議事件に付するか否かの判断過程は、本来、憲法82条1項によって公開されるべき裁判と密接に関連するものであるから、意見の公開によって裁判所の審理等に「不当な」影響を及ぼすとはいえないし、憲法76条3項に基づき、憲法及び法律にのみ拘束されて公

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

きなくなるとはいえない。

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

開の裁判を行ってきた長官及び所長が、意見の公開により率直な意見を交換で

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件対象文書について、法5条5号又は6号に規定する 不開示情報に相当する情報が含まれていることから、これらの情報が記載され ている部分を不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

(1) 本件対象文書の4頁13行目から17行目まで(以下,頁番号は,本件対象文書4枚目以降に付されている番号を指す。)

当該箇所は、特定の団体の立場姿勢に対する忌憚のない評価を記している 箇所であって、これを公にすることにより、当該団体との信頼関係が悪化し、 裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該箇所 に記載された情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報であ る。

(2) 本件対象文書の11頁13行目から16行目まで

当該箇所には、後見監督を行う際の具体的な内容を推測させる記載が含まれるとともに、事件処理の実情や審理計画に関する見解が記載されており、これを公にすることにより、後見監督事務に関する裁判所の審理及び判断の作用に影響を及ぼすなど、後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや、長官所長会同における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、当該箇所に記載された情報は、法5条5号又は6号に規定する不開示情報に相当する情報である。

(3) 本件対象文書の11頁21行目から25行目まで

当該箇所には、裁判所が行う後見監督の方針や手法等について具体的な記載がされており、これを公にすることにより、後見監督事務に関する裁判所の審理及び判断の作用に影響を及ぼすなど、後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該箇所に記載された情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報である。

(4) 本件対象文書の19頁25行目から20頁10行目まで

当該箇所には、特定の支部における特定の刑事事件について、それが特定可能な程度に事案の内容が記載され、また、当該事件を回付するか否かの支部長と地方裁判所とのやりとり等について踏み込んだ記載がされており、これを公にすることにより、回付を判断するに当たっての率直な意見表明や意見交換が阻害されるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該箇所に記載された情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報である。

(5) 本件対象文書の20頁16行目から26行目まで

当該箇所には、特定の支部における合議事件に付するか否かの判断過程が 如実に記載されており、これを公にすることにより、合議事件に付するか否 かを判断するに当たっての率直な意見表明や意見交換が阻害されるなど、事 務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該箇所に記載された情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成27年10月16日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年10月22日 苦情申出人から意見書及び資料を収受

④ 同年11月11日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年12月7日 審議

⑥ 同月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年度長官所長会同に関する文書のうち、「意見要旨」と題する文書(33枚)である。

原判断をした最高裁判所事務総長は、本件対象文書の一部について、法5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれているとして、取扱要綱記第2の2に基づき、不開示とする判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、本件対象文書に不開示情報が記載されているのか不明であるとして苦情申出をし、最高裁判所事務総長は原判断が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、原判断において不開示とされた部分の不開示情報相当性について検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報相当性について
 - (1) 本件不開示部分について

本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、平成27年度の長官所 長会同に際して作成された「意見要旨」と題する文書で、表紙(1枚)及び 協議事項が記載された部分(2枚)に続いて、7つの裁判所から出された意 見に関する文書(30枚)が綴られているもので、意見に関する文書には、 1から30までの頁番号が付されている。

本件対象文書のうち、原判断において不開示とされた部分は、金沢地方裁判所の意見に係る部分のうち、4頁13行目から17行目の4文字目までの部分(以下「本件不開示部分1」という。)、仙台家庭裁判所の意見に係る部分のうち、11頁13行目から16行目の9文字目までの部分(以下「本件不開示部分2」という。)及び同頁21行目から25行目の31文字目までの部分(以下「本件不開示部分3」という。)並びに松山地方裁判所の意見に係る部分のうち、19頁25行目から20頁10行目までの部分(以下「本件不開示部分4」という。)及び同頁16行目から26行目の11文字目までの部分(以下「本件不開示部分5」という。)である。

(2) 本件不開示部分1について

見分の結果によれば、本件不開示部分1には、裁判所の事務に関連する裁判所と外部との間の意見交換の現状について、所長の認識等が記載されていることが認められ、これを公にすると、外部との信頼関係が損なわれるなどし、その結果、裁判所の事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当し、取扱要綱記第2の2に基づきこれを不開示としたことは、妥当である。

この点につき、苦情申出人は、特定の団体名だけを不開示とすれば当該団体との信頼関係が損なわれることはないと主張するが、上記のとおりの本件不開示部分1の記載内容に照らせば、特定の団体名だけを不開示としても、公にされた当該団体の評価に関する部分やその他の記載部分と照合することにより、当該団体が推測されるなどする可能性があり、当該団体との信頼関係が損なわれるなどするおそれがあるというべきであるから、評価に関する記載部分も含めた本件不開示部分1全体が事務に支障のある情報であるとした原判断は妥当である。

(3) 本件不開示部分2について

見分の結果によれば、本件不開示部分2には、家庭裁判所における後見監督事件の処理に関する具体的な手法やその実情などが記載されていると認められ、これを公にすると、後見監督の実情を分析して裁判所による監督を免れようとする者に利用されるなどし、その結果、後見人の不正を防ぐ必要があるという後見監督事務の性質上、当該事務に関する裁判所の審理及び判断の作用に影響が及ぶなど、裁判所の行う後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当し、同条5号について判断するまでもなく、取扱要綱記第2の2に基づきこれを不開示としたことは、妥当である。

(4) 本件不開示部分3について

見分の結果によれば、本件不開示部分3には、家庭裁判所が行う後見監督事件の処理に関する方針や手法等について具体的な記載がされていることが認められ、これを公にすると、実効的な後見監督ができなくなるなどし、その結果、上記(3)のような後見監督事務の性質上、当該事務に関する裁判所の審理及び判断の作用に影響が及ぶなど、裁判所の行う後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当し、取扱要綱記第2の2に基づきこれを不開示としたことは、妥当である。

(5) 本件不開示部分4について

見分の結果によれば、本件不開示部分4には、特定の支部における特定の 刑事事件について、当該事件の関係者等を特定することが可能な程度に記載 され、また、当該事件を当該支部から回付するか否かについてのやりとりや 判断の経緯等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められ、これを公 にすると、支部からの事件の回付を望む者や反対にこれを望まない者から裁 判所に不当な働きかけがされるなどし、また、そのような結果をおそれ、回 付を判断するに当たっての率直な意見の交換が阻害される可能性が高いといえ、その結果、裁判所における事件の回付事務やひいては裁判事務そのものの性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当し、取扱要綱記第2の2に基づきこれを不開示としたことは、妥当である。

(6) 本件不開示部分5について

見分の結果によれば、本件不開示部分5には、特定の支部における合議事件に付するか否かの判断過程が具体的に記載されていることが認められ、これを公にすると、合議事件に付されることを望む者や反対にこれを望まない者から裁判所に不当な働きかけがされるなどし、また、そのような結果をおそれ、合議に付するか否かを判断するに当たっての率直な意見の交換が阻害される可能性が高いといえ、その結果、裁判所における事件を合議事件に付するという事務やひいては裁判事務そのものの性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号に規定する不開示情報に相当し、取扱要綱記第2の2に基づきこれを不開示としたことは、妥当である。

3 苦情申出人のその他の主張について

苦情申出人は、裁判官の会同の記録が公表されていたことがあることをもって本件対象文書に不開示情報があることはない旨主張するが、本件対象文書に係る会同の記録が公表されていない以上、上記主張には理由がない。

また、苦情申出人は、事件の処理、事件の回付及び合議事件に付するか否かの事務は、公開が原則とされている裁判と密接に関係することや、裁判所の長官や所長が憲法や法律にのみ拘束されることからすると、本件不開示部分を開示しても裁判所の事務に支障を及ぼすおそれはない旨主張するが、この主張も上記 2(2)から(6)までの判断を左右するものではない。

4 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件対象文書につき、その一部に法5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当する情報が記載されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、その不開示とした部分はいずれも同条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	口	正	人

別紙

- 1 平成27年2月23日付け最高裁総一第194号事務総長依命通達「高等裁 判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」
- 2 平成27年2月23日付け最高裁総一第195号事務総長依命通達「高等裁 判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」
- 3 平成27年2月23日付け最高裁総一第196号総務局長通知「高等裁判所 長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」
- 4 平成27年2月23日付け最高裁総一第197号総務局長通知「高等裁判所 長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」
- 5 平成27年2月23日付け最高裁総一第198号総務局長通知「高等裁判所 長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」
- 6 平成27年2月23日付け最高裁総一第199号総務局長通知「高等裁判所 長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」
- 7 平成27年3月30日付け最高裁総一第370号事務総長依命通達「「高等 裁判所長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部改正 について」
- 8 平成27年3月30日付け最高裁総一第371号事務総長依命通達「「高等裁判所長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について」の一部改正について」
- 9 平成27年3月30日付け最高裁総一第372号総務局長通知「高等裁判所 長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催要領の変更について」
- 10 平成27年3月30日付け最高裁総一第373号総務局長通知「高等裁判所 長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催要領の変更について」
- 1 1 平成27年3月30日付け最高裁総一第374号総務局長通知「高等裁判所 長官,地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催要領の変更について」
- 12 平成27年3月30日付け最高裁総一第375号総務局長通知「高等裁判所

長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催要領の変更について」

- 13 平成27年3月27日付け総務局第一課長事務連絡
- 14 平成27年度長官所長会同配布資料目録
- 15 平成27年度長官所長会同日程
- 16 平成27年度長官所長会同会同員名簿
- 17 平成27年度長官所長会同席図(大会議室)
- 18 「平成27年度長官所長会同進行予定」と題する文書
- 19 「意見要旨」と題する文書
- 20 「最高裁判所長官挨拶」と題する文書